イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01325

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

AC_{12} ＝ 0.0375

AC_{13} ＝ 0.0398

AC_{14} ＝ 0.0360

AC_{15} ＝ 0.0399

AC_{16} ＝ 0.0405

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.03885

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03000

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

AC_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AC_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AD_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AE_{12} ＝ 0.0300

AE_{13} ＝ 0.0318

AE_{14} ＝ 0.0212

AE_{15} ＝ 0.0239

AE_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

AF_{12} ＝ 0.0375

AF_{13} ＝ 0.0398

AF_{14} ＝ 0.0360

AF_{15} ＝ 0.0399

AF_{16} ＝ 0.0405

AF_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0375

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0300

AF_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285

AF_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270

AF_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125

AF_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AF_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975

AG_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

AH_{12} ＝ 0.0300

AH_{13} ＝ 0.0318

AH_{14} ＝ 0.0212

AH_{15} ＝ 0.0239